

市内7地区の活動計画 (アクションプラン)

地域福祉活動計画の策定にあたり須崎市社会福祉協議会を中心に、地域の公民館において各種関係団体や地域住民に参加していただき、高齢者・障害者・子育て世代等が地域で住み続けていく上での困りごとや、地域住民で実践できること等について意見交換を行う「地区座談会」を市内7地区（上分地区、新荘・安和地区、須崎地区、多ノ郷地区、南地区、吾桑地区、浦ノ内地区）で実施し、地区ごとに【目指す姿】と【重点取組】を設定しました。

地区ごとに重点取組を行っていくことで支え合いのまちづくりを推進します。



地区名	目指す姿	重点取組
上分地区	支え合い 未来へ進む 住民力・上分	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住みやすい地域を目指しましょう 2. 地域の活性化に向けて取り組みましょう
新荘・安和地区	おだやか 元気 人集う里 新荘・安和	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害の意識を持ちましょう 2. 多世代交流に取り組みましょう 3. 交通手段の確保に取り組みましょう
須崎地区	集いあい・助けあい・支えあい・3つの愛	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民同士のつながりをつくろう 2. 美化活動を推進しましょう 3. 避難訓練の意識付けを図りましょう
多ノ郷地区	人がつながる 支え合いのまち	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人とのつながりをつくりましょう 2. 住みやすい環境整備を図りましょう 3. 災害時の意識を持ちましょう
南地区	いきいき めくめく 住みよいところ 南地区	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域を盛り上げましょう 2. 災害への不安をなくしましょう 3. 交流の場をつくりましょう
吾桑地区	思いやり 支え合う 住みよい吾桑	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の美化活動に向けて日頃から取り組みましょう 2. 孤立している方をつくらない体制づくりをしましょう 3. 防災意識を高めて住民全体で支援体制に努めましょう
浦ノ内地区	自然がいっぱい 笑顔がいっぱい みんな集まれ浦ノ内	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境活動に取り組みましょう 2. 災害への取組を強化しましょう 3. 交流の場に集まりましょう

ご意見・お問い合わせ先

須崎市福祉事務所 電話：0889-42-3691
 須崎市社会福祉協議会 電話：0889-42-0736

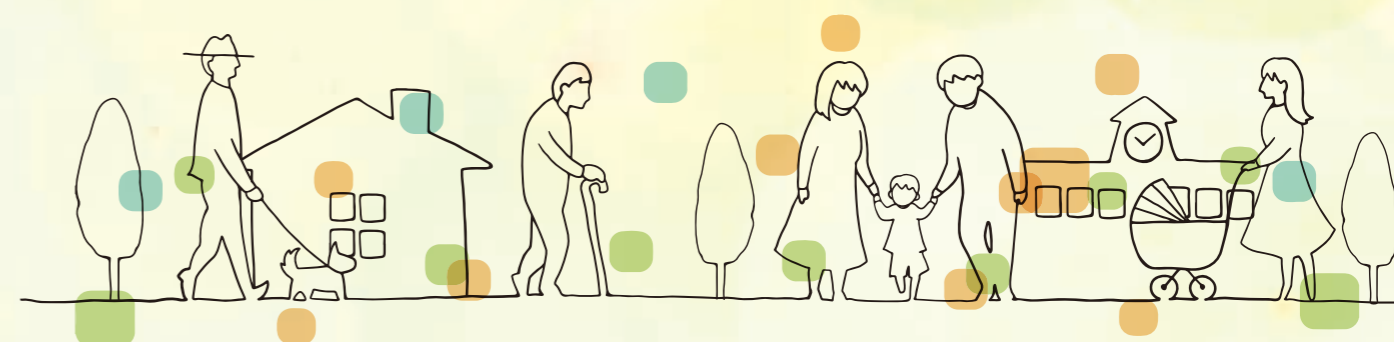


第4次

須崎市地域福祉計画

・第3次 須崎市地域福祉活動計画

計画期間：【令和6年度～令和10年度】



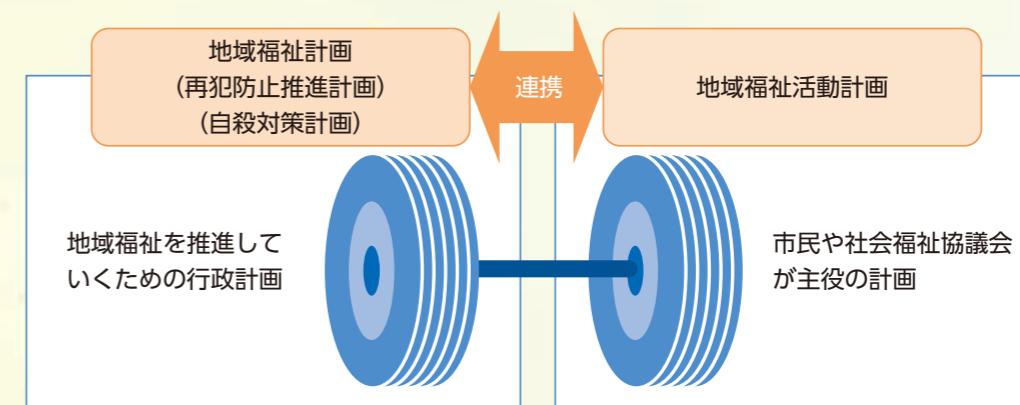
■計画策定の概要

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心した生活が送れるように、地域における様々な生活課題の解決に向けて、あらゆる主体が連携し、地域全体で支え合いながら、取り組んでいくことです。

「地域福祉」の推進にあたっては、住民自らの行動による「自助」、住民同士の自発的な助け合いによる「互助」、制度化された相互扶助による「共助」、行政などが取り組む「公助」、そして、住民と行政など地域に関わる主体がそれぞれの特長を生かしながら「協働」することが重要となります。

また、社会福祉法においても、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定められています。

『地域福祉計画』は、その策定を通じて住民参加と福祉の総合化の推進を図るものであり、市の地域福祉を具体化するために不可欠なものです。地域福祉推進のための基盤や体制をつくる『地域福祉計画』と、それを実行するための、住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、言わば車の両輪です。これらが一体となって策定されることにより、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域に関わるものの役割や協働が明確化され、実効性のある計画づくりが可能となることから、『須崎市地域福祉計画』に「須崎市地域福祉活動計画」を位置づけます。



基本理念：山のめぐみ 海のめぐみ 人のつながり ～共に暮らせる福祉の里 すさき～

本市では、地域福祉を推進していくことによって、毎日の生活の中で、全住民が自然豊かな場所で自分らしい幸せを探求できる理想のまちをつくりたいと考えています。この目標を実現するための基本的な考え方は、「山や海の恵み、人々のつながりを大切にし、みんなで助け合うまち」をつくることです。住む人々が安心して生活できるまちをつくるため、行政や様々な団体、そして住民自身が、それぞれ積極的に役割を果たして計画の実現に努めることが大切です。この活動を成功させるために、地域に関わる全ての人と同じ目的を持ち、生活の問題解決に向けて一緒に努力することが求められます。

地域福祉計画の基本目標

基本理念『山のめぐみ 海のめぐみ 人のつながり～共に暮らせる福祉の里 すさき～』のもと、本市における地域共生社会の実現をめざし、次の3つの分野に分け施策を推進していきます。

基本目標 1. 安心して暮らせる仕組みづくり

地域で安全に安心して暮らせるまちづくりは、日常の地域づくりと関係が深いことから、地域内での防犯パトロールの強化、子どもや高齢者に対する交通安全啓発などの推進、災害対策の強化をはじめ、権利擁護の推進など、安心して暮らせる仕組みづくりを進めます。

基本目標 2. 助け合い、支え合う地域づくり

地域の人材や資源の活用を図ることで、地域社会での孤立の防止や生活上の困難を改善するための組織的な地域福祉活動を推進するため、地域福祉を担う人づくりを進め、多くの担い手により支え合える地域づくりを目指します。さらに、地域における住民の自主的なボランティア活動を支援します。

基本目標 3. いきいきと暮らせる環境づくり

いきいきと暮らせる環境づくりを進めるために、自立した生活を支えるための様々な福祉サービスを、必要とする人が適切に利用できるよう、個々の状況に応じた相談体制の充実をはじめ、的確な情報提供を行うとともに、良質なサービス提供体制の整備を図ります。
また、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もが楽しみや生きがいを持ち活動し、身近な場所に自由に集まり交流する場を作り、お互いを認め合い思いやる心を育てます。

地域福祉計画の重点項目

- 地区別座談会の意見も反映し、以下の5つを重点的に推進します。
- ◎あったかふれあいセンターの機能強化
 - ◎交通機関の充実と利用の促進
 - ◎防災対策の強化
 - ◎自殺予防の推進
 - ◎地域づくりコーディネートの強化

施策の体系

